

静岡労働局発表  
令和7年8月28日

【担当】静岡労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 皆野川順夫  
課長補佐 畑 靖人  
○衛生専門官 安本 昌寛  
(電話) 054 - 254 - 6314

## 令和7年度 全国労働衛生週間の実施について

10月1日から7日まで

### 「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

厚生労働省は、10月1日(火)から7日(月)まで、令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。

高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みの整備の推進、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく化学物質による労働災害防止の取組の徹底と各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施の推進、その他労働衛生に関する事項の取組の推進について9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

静岡労働局(局長 <sup>こくぶん</sup> <sup>かずゆき</sup> 國分 一行)は、全国労働衛生週間及びその準備期間中において「令和7年度全国労働衛生週間実施要綱」(別添1)に基づき県下各事業場の実情に即した効果的な運動が展開されるように広く呼びかけます。

#### 1. 全国労働衛生週間について

準備期間 : 9月1日～ 9月30日

全国労働衛生週間 : 10月1日～ 10月 7日

スローガン : 「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場」

(詳細は、別添1の実施要綱を参照ください)

#### 2. 静岡労働局における取組について

##### (1) 労働衛生の取組の推進について事業場や関係機関等に周知

県下の労働基準監督署では、各地区の労働基準協会と連携し、全国労働衛生週間の本週間中及び準備期間中に事業場における実施事項について説明、周知を行います。

また、地方公共団体や各業界団体等に対しても、全国労働衛生週間中

に実施する事項について周知を図っていきます。（別添2）

(2) 令和7年度第1回SAFE協議会を開催

静岡県小売業・介護施設SAFE協議会（設置要綱：別添3）では、資料1の実施要綱10(2)ア(カ)「労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策」の取組として、公益社団法人静岡県理学療法士会の講師を招き、下記の講演を実施します。

記

開催場所：静岡地方合同庁舎 4階大会議室  
（静岡市葵区追手町9-50）

介護施設SAFE協議会

日時：9月16日（火）午前10時から午前12時

講演テーマ：『介助動作が変われば、腰痛も変わる！

～職場でできる腰痛・転倒の予防チェックと動作改善～』

講師：公益社団法人静岡県理学療法士会 会長 こばやしあつろう 小林敦郎 氏

小売業SAFE協議会

日時：9月17日（水）午前10時から午前12時

講演テーマ：『売場もバックヤードも安全に！

“腰と足元”を守る実践トレーニングセミナー』

講師：公益社団法人静岡県理学療法士会 理事 こしまけん 小島健 氏

SAFE (Safer Action For Employees)協議会について

県下の小売業、介護施設において積極的に労働災害防止対策に取り組んでいるリーディングカンパニー、地方公共団体等を構成員として、行動災害の予防に係る啓発資料の作成、構成員の安全管理の好事例を県下事業場へ水平展開を行うこと等により、県下事業場への安全衛生に対する機運醸成を図るため令和4年より設置し、活動している協議会です。

SAFE協議会の取材を希望される報道関係者の方は、別添4「取材申込書」にて9月5日（金）午後5時までに下記メールアドレス宛お申込み願います。

お申込みいただいた方は、開催当日9時50分までに会場（静岡地方合同庁舎4階会議室）迄、お越しください。

申込先メールアドレス [kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-shizuokakyoku@mhlw.go.jp)

期日までにお申し込みいただいていない場合は、入場をお断りする場合があります。

添付資料

- 1 令和7年度全国労働衛生週間実施要綱
- 2 令和7年度全国労働衛生週間の周知について（依頼）
- 3 SAFE協議会（小売業・介護施設）設置要綱
- 4 取材申込書